

テーピング注意事項

【テーピングについて】

大会前に生じた負傷の為にテーピングを必要とする時は、必ず傷病名の記載された整形外科医師による診断書(接骨師等、医師でない人物の書いた文書は診断書と認められません)を持参し、試合当日、大会医師の認定を受けてください。

大会医師によるテーピング上への検印をもって、試合中のテーピングは許可されます。また同様に試合進行後に生じた負傷に対するテーピングについても、大会医師による診察後の検印が必要です。ただし、「試合中のサポーター・テーピングは原則として認めない。」という大会の原則に則り、安易なテーピングの使用は許可されないということをご了承ください。(「ブリーズライト」等の鼻腔拡張テープ含む)その他、以下についてもご注意ください。

1. 試合の公正の原則に基づいて、テーピングは選手自身、あるいは選手を支えるスタッフが巻く。医療班は一切の手助けをできない。
2. テーピングが試合において武器となりうると判断した場合は巻き直しを指示する。基本的には2重巻き程度までとする。
3. 以上の規定以外にも、審判長と協議して不適切と判断した場合、巻き直しを命ずる。

【試合中に発生した傷病について】

限りある医療具、及び試合の公正の原則に基き、試合を控えた選手に必要以上の治療はできません。

直接打撃制のカラテにおいて、通常起りうる打撲等、医療班が軽傷と判断したものに対しては、各自処置を行ってください。

その際に、必要な備品及び医薬品(氷・消炎鎮痛スプレー・湿布・絆創膏等)は、選手各人にてご用意ください。

大会医療本部では、これらのものを用意しておりません。ただし出血を伴う傷病については、軽傷でも医療班が処置をします。

また試合後、身体の異変が認められた場合(特に頭部への打撃によって)は、すぐに医療本部を訪ねてください。

【試合進行中の重傷について】

試合中に発生した重傷については、選手の熱意、試合状況に応じ、審判長及び審判団と協議の上、柔軟に対処します。

安易なドクターからの試合中止要請は行わない所存ですが、選手の大会後の人生に重篤な後遺症を残す可能性のある場合、最高審判長及び主審にドクターから試合中止を助言しうる事をご了承ください。

※大会医師業務は審判員等と協議の上、「ドクターストップ」判断が主であり、受傷者発生時に応急的な処置対応はするものの、
症状持続・急変時等は速やかにしかるべき医療機関を受診してください。